

町立診療所で心療内科・精神科が受診できるようになりました

2月から町立診療所の診療科目に心療内科・精神科の2つが新たに追加されることとなります。

診療日は毎月第2・第4月曜日に出張医（名寄市あべクリニック院長）による診療を行います。なお、診療は予約制ですので、受診希望の方は希望日の前週の金曜日までに、町立診療所へ電話または窓口で直接ご予約をお願いいたします。

2月診療日（心療内科・精神科） 2月8日（月）、22日（月）

診療時間 午前 8:30～12:00 午後 1:00～5:00

問い合わせ先 幌延町立診療所 電話・告知端末機 5-1221

平成28年4月から日本脳炎予防接種が定期接種になります

北海道では、これまで40年以上日本脳炎の患者はなく、感染を媒介する蚊（コガタアカイエカ）も生息していないため、日本脳炎の定期予防接種を行っていませんでした。

幌延町では平成27年4月から任意予防接種として全額助成していましたが、道民が日本脳炎の発生している道外や海外に行き来する機会は増えており、日本脳炎に感染する可能性が高まっていることから、北海道としても平成28年4月より定期予防接種として行うことになりました。



<日本脳炎及び日本脳炎ワクチンについて>

- 日本脳炎は、日本脳炎ウイルスに感染しているブタなどを吸血した蚊が人を刺すことにより感染します。人から人には移りません。ウイルスが脳や脊髄に感染して発症し、高熱、頭痛、おう吐、けいれん、意識障害などの症状がでます。ウイルスに感染しても脳炎にならない人がほとんどですが、過去10年間に日本では56人が発症し、3人が亡くなっています。
- 日本脳炎ワクチンを接種することで、身体の中に日本脳炎への抵抗力（免疫）ができ、日本脳炎にかからないか、たとえかかっても軽くすみます。
- 平成21年6月からは、重い副反応がおこりにくい、安全なワクチンが用いられています。安全なワクチンであっても、ごくまれに副反応で重い病気になる可能性があり、平成26年末の報告では、延べ89万回の接種で、ショックや急性脳炎などの重篤な副反応が6件報告されています。
- ワクチンを接種したあと、せきや鼻水がでたり、接種したところが赤くなることがあります。
- 定期予防接種を受けて治療が必要になったり、生活が不自由になるなどの健康被害があった場合は、「予防接種健康被害救済制度」を利用できます。この制度の利用には申請と国による認定が必要です。

<日本脳炎の予防接種を受ける年齢について>

- 標準的には、3歳で2回、4歳で1回、9歳で1回の合計4回受けることとなっています。
- 北海道ではこれまで定期の予防接種を行っていなかったことから、標準的な接種年齢以外の方にも接種が勧奨されます。
- 予防接種の副反応により全国的に接種を差し控えていた時期があり、平成19年4月1日以前に生まれた方は、特例制度で20歳になるまで定期予防接種を受けることができます。
- 幌延町では、3歳以上7歳6か月未満及び9歳以上20歳未満の方が幌延町立診療所で接種を受ける場合はその全額を助成します。

予防接種は、予防接種の有効性や安全性、副反応等について理解し、保護者等が同意した場合に限り行われます。日本脳炎の予防接種に少しでも不安を感じたときは、遠慮せず、保健センターなどに相談し、十分に納得したうえで受けてください。

「幌延町に住所はあるが、学業等の関係で幌延町立診療所で接種が受けられない」「以前に受けたことがあるはずだが何回受けたか覚えていない」などのご不明な点は、保健センターにお問い合わせください。

問い合わせ先 幌延町保健センター 電話・告知端末機 5-1790